

「公害健康被害の補償等に関する法律施行規程及び石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する省令案」に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和8年5月7日  
環境省大臣官房環境保健部企画課

1. 概要

「公害健康被害の補償等に関する法律施行規程及び石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する省令案」について、令和8年3月6日（金）から同年4月6日（月）まで意見募集を行いました。

2. 意見募集の結果

（1）意見提出数

1件

（2）お寄せいただいた御意見及び御意見に対する考え方別紙のとおり

## お寄せいただいた御意見及び御意見に対する考え方

番号	お寄せいただいた御意見	御意見に対する考え方
1	<p>本改正案は、公示送達の方法として、従来の掲示場への掲示に加え、電子計算機の映像面表示やインターネットによる閲覧を可能とするものであり、公示送達における閲覧可能性を高める観点から一定の合理性を有するものと考えられる。</p> <p>もっとも、公示送達は送達を受ける者が実際に認識していなくても法的効果が生じ得る制度であることから、当該事項が実質的に不特定多数に閲覧可能であることが重要である。</p> <p>その点、インターネットを利用した公示については、高齢者等のデジタル機器の利用が困難な者にとって閲覧が容易でない場合があり、いわゆるデジタルデバイドの問題が生じ得る。</p> <p>このため、電子的公示を実施する場合には、自治体庁舎等において当該公示事項を閲覧できる端末を設置するなど、電子的公示の内容にアクセスできる環境を補完的に整備することが望ましいと考えられる。また、URL の固定やサイトの保存期間に対して指針を示さなければ、閲覧可能状態が実際にはある期間を過ぎると担保されない状態になる危険性を否定できない。そこで URL の固定を条文化するなどによって実際の閲覧可能性を担保するよう改善する必要があると考えられる。</p>	<p>デジタル機器の利用が困難な方への配慮については、改正後の公健法施行規程第 18 条及び石綿法施行規則第 37 条において、公示送達を行うべき事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、当該事項が記載された書面を環境再生保全機構の掲示場に掲示し、又は当該事項を環境再生保全機構に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることが必要とされております。</p> <p>そのほか、公示送達の運用に関する御意見として承ります。</p>